## 消防職員の処分について

次のとおり, 懲戒処分等を行いました。

【概 要】 パワー・ハラスメント

【処分年月日】 令和6年3月26日

【処分内容】

(本人処分)

所属(階級等)	性別	年齢	処分内容	処分理由
消防局(消防副士長)	男性	41 歳	停職 (1月)	令和5年6月27日に実施した訓練において, 安全措置をとらないまま職員Aをロープで吊り上 げた上,吊り上げた状態のままでロープの端をく くり付けてその場を離れ,職員Aに精神的及び身 体的な苦痛を与えた。 また,平成30年度及び令和3年度から5年度 において,職員Aを含む職員4名に対し,暴力や 暴言,仲間外しなどを行い,職員Aは精神疾患に 罹患した。 以上の行為はパワー・ハラスメントに該当し, 市民に対する消防職員の信用を失墜させる行為で あり,地方公務員法第29条第1項各号の規定に 該当する。
消防一局(消防士長)	男性	31 歳	減給 1/10 (6月)	令和5年6月27日に実施した訓練において、 訓練指揮者でありながら、安全措置をとらないま ま職員Aをロープで吊り上げた上、吊り上げた状態のままでロープの端をくくり付けてその場を離れ、職員Aに精神的及び身体的な苦痛を与えた。 また、令和5年度において、職員Aを含む職員 2名に対し、暴言や仲間外しなどを行い、職員A は精神疾患に罹患した。 以上の行為はパワー・ハラスメントに該当し、 市民に対する消防職員の信用を失墜させる行為であり、地方公務員法第29条第1項各号の規定に 該当する。
消防局(係長職)	男性	50 歳	戒告	令和5年6月27日に実施した訓練において, 訓練指揮者あるいは安全管理者でありながら,不 適切な状況を黙認し,職員Aを吊上げた状態で自 らもその場を離れ,職員Aに精神的及び身体的な 苦痛を与えた。 以上の行為はパワー・ハラスメントに該当し, 市民に対する消防職員の信用を失墜させる行為で あり,地方公務員法第29条第1項各号の規定に 該当する。

## (管理監督者処分)

所属 (役職)	性別	年齢	処分内容	処分理由
消防局(副部長職)	男性	59 歳	戒 告	具市消防局が組織を挙げてハラスメント撲滅に向けて邁進している中で、管理監督者として、所属職員を管理監督する立場にありながら、パワー・ハラスメントを未然に防ぐことができなかった。このことは、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に該当する。
消防局(課長職)	男性	60 歳		
消防局(係長職)	男性	54 歳		
消防局(部長職)	男性	57 歳	厳重注意	呉市消防局が組織を挙げてハラスメント撲滅に 向けて邁進している中で、管理監督者として、所 属職員を管理監督する立場にありながら、令和4 年度において、パワー・ハラスメントを未然に防 ぐことができなかった。
消防局(副部長職)	男性	61 歳		呉市消防局が組織を挙げてハラスメント撲滅に 向けて邁進している中で、管理監督者として、所 属職員を管理監督する立場にありながら、平成3 0年度において、パワー・ハラスメントを未然に 防ぐことができなかった。

## 市長コメント

本日、消防局において、パワー・ハラスメントを行った 職員の懲戒処分を行い、併せて、所属職員に対する管理監 督責任として、管理監督者の懲戒処分等を行いました。

市役所において、パワー・ハラスメントが行われたことは誠に遺憾であり、市民の皆様に心からお詫び申し上げます。また、被害を受けた職員にもお詫び申し上げます。

消防局のみならず市役所全体として、職員一人一人がお 互いに、個人の尊厳と人格を大事にしなければならないこ とを、徹底いたしました。

その上で、今後このような事態を繰り返すことのないよう、市民の皆様の信頼回復に向けて、市役所全体としてハ ラスメントの再発防止に取り組んでまいります。

令和6年3月26日

呉 市 長 新 原 芳 明

## 消防長コメント

組織を挙げてハラスメントの撲滅に取り組んでいる中、パワー・ハラスメントが発生したことは、極めて遺憾であり、市民の皆様からの信用を失墜したことに対し、心からお詫び申し上げます。

また、パワー・ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害 するものであり、被害を受けた職員にもお詫びいたします。

今後このような事態が起きることがないよう、再発防止に 全力を尽くし、市民の皆様の信頼回復に向けて、ハラスメン トの撲滅に徹底して取り組んでまいります。

令和6年3月26日

呉 市 消 防 長 澤 田 信 一